

2021年9月29日

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階  
認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 松 久 三 四 彦 殿

東京都豊島区高田3丁目13番2号

高田馬場TSビル

株式会社JCBトラベル

代表取締役社長 風 間 欣 人



## 回 答 書

冠省 貴法人からの令和3年8月31日付質問書に対し以下のとおり回答します。

### 1 「質問事項1」について

当社「JCBトラベル旅行積立契約約款」（以下「本約款」といいます）2条4項の規定の理由・必要性は何か、とのご質問ですが、これは契約を取り消されるリスクに対応するため同項を設けたものです。しかし同項施行後の消費者契約法2018年改正により後見開始の審判等による事業者側契約解除権が制限されたことに鑑みて、契約成立前においても制限能力者の利益に配慮する趣旨で下記のとおり修正を予定していることを付言します。

記

お客様が未成年者である場合は、親権者の同意（この約款への同意を含みます）を得て同意書をご提出の上、お申し込み下さい。また、お客様が成年被後

見人である場合は、成年後見人が、その権限を証する書面の写し等をご提出の上、お申し込み下さい。

## 2 「質問事項2」について



本約款6条9項が、同約款4条3項等の事由以外での割引購入権の払戻をしない、と規定する理由・必要性は何か、とのご質問ですが、第一次的には、お客様が支払った代金は原則として払戻しできないことを理解していただくための規定です。本約款により成立する契約（以下「本契約」といいます）が「割引購入権の提供契約」と明記されるとおり（本約款1条）、本契約の法的性質は、当社旅行商品の割引購入権を目的物とする、売買契約類似の契約と言えます。

本契約の法的性質については貴法人からは「貴社が顧客から将来締結される旅行契約の代金支払いに充てるための金員を預かり、これを旅行契約が締結された際にその代金に充当する事務を行う準委任契約（民法第656条、第643条以下）であると考えられます」との見解を述べられていますが、本約款の規定に沿った解釈とは言えません。本約款6条9項では、原則として割引購入権の払戻しはしない旨規定しており、払戻しは限定された例外事由がある場合のみ認められる扱いです。この規定からするとお客様には金員の返還請求権は原則としてないので、当社がお客様の「金員を預かり」等とする関係ありません。貴法人からは進学塾の受講契約における解除制限条項が消費者契約法10条違反とされた裁判例を引用され、同裁判例では、進学塾の受講契約の性質が準委任契約であるとされていますが、一般に進学塾での講習が、当該塾の広範な裁量のもとで実施される一方で、受講料もしばしば高額となることから、消費者の契約関係からの解放の必要性も相応に大きいと見られ、このような消費者保護の観点も踏まえ、上記受講契約の性質を準委任契約とした裁判例と理解することが可能です。翻って本契約では、将来の旅行の計画・実行を後押しできるようお客様の利便性に適うような

商品設計のもと、代金の金額と所定の計算方法による付加額の合算によって将来の旅行に際しての割引額を決定し（本約款6条4項）、かかる金額について割引を受ける権利をお客様に付与するというものであり、お客様にとっては、割引購入権の内容が少なくとも代金額以上となることは明らかです。上記受講契約と本契約とは、事業者の裁量の幅が大きく異なるもので、ひいては消費者保護の必要性の程度も大きく異なるため、上記裁判例は本約款とは事案を異にします。



また貴法人からは、本約款6条9項によって、同項が認める以外の事情で「旅行契約を締結しないこととなった顧客にとっては既払金全額を損害賠償又は違約金として没収されるに等しく、これによる顧客の損失は極めて甚大です」と指摘されています。この点、本契約を準委任契約と解すること自体が誤りであるため、払戻しを原則禁止とする同項の規定をもってそもそも「損害賠償又は違約金」と称する余地はない上に、同項の存在が本約款において明示されているため、将来、旅行契約を締結しない場合には既払金の払戻しを受けられないという不利益についてはお客様はこれを当然に予想して代金を支払うことになり、本約款ではクーリングオフ規定も設けられ（本約款4条）、クーリングオフ期間経過後においても、明らかにその必要が認められるケースではお客様からの解除を認め、払戻しにも応じることとしています（本約款9条1項）。そのためお客様が不測の不利益を被る事態は通常は考えにくいものがあります。またお客様に付与される割引購入権の有効期限は5年等とされているため（本約款6条5項）、もともと将来の旅行を計画して本契約を締結するお客様が、この期間内に「旅行契約を締結しないこととな」る事態は、通常は想定されないケースと見られます。これらからすると「顧客の損失が極めて甚大」とされる貴法人の批判は当たりません。

さらに貴法人からは「本契約の解除を認めて、事務手数料を控除して既払金を返還することには、特段の不利益は生じない」との指摘もされていますが、当社

は実務的には、将来発生する旅行契約の旅行代金に充当されることを想定して割引の付加額を設定しているため、お客様からの解除を自由にするとその予測が困難となる等、業務運営に支障をきたします。他方、お客様に「特段の不利益」が生じるものでないことは上記のとおりです。

なお、仮に本契約において現金の払戻しを自由に認めるものとする、あたかも当社が一定期間、お客様から資金を預かっているかのような態様となり、ひいては出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 2 条で禁止される

「預り金」と同様の経済的性質も帯びてくるため、その観点からも現金の払戻しを自由とするとするような商品設計はできません。

### 3 「質問事項 3」について



本約款 9 条 1 項が、お客様からの解除事由を規定していることについて、これら以外の場合の解除を制限する趣旨か、またそうである場合の理由・必要性は何かとのご質問ですが、これは制限する趣旨であり（もとより、民法 541 条等の法定解除権まで制限する趣旨でないことは言うまでもありません）、その理由・必要性については、本契約の性質が売買契約類似の契約であることによります。

貴法人からは、本契約の性質が準委任契約であるとの見解を前提に、お客様の解除権を不当に制限するものとして消費者契約法 10 条により無効ではないかとの疑問あり等と指摘されていますが、当社はおお客様の金員を預かる地位にない等、本契約の性質が準委任契約ではなく売買契約類似の契約であること、お客様の損失が極めて甚大とされる批判が当たらないこと、お客様からの解除を自由とするに業務運営上の支障をきたすこと、また出資法違反の懸念も生じることは上記 2 で述べたとおりです。

草々